

令和3年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（概要）

4. 適切な給与決定

【制度趣旨の助言内容】

- 給与水準については、類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮すべき
- 単に財政上の制約のみを理由として、期末手当の支給について抑制を図ることは、改正法の趣旨に沿わない

- 全ての部門・職種で常勤職員の給料表を基礎とした給料（報酬）決定を行っている団体は全体の91.6%、職種独自の事情により、一部の部門・職種で基礎としていない団体が全体の4.7%
（基礎としていない団体の中には、人材確保への支障という観点から従前の報酬水準を維持するため基礎とすることが困難であるという団体もあった）
- 全ての部門・職種で初回任用時の給料（報酬）決定において、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮している団体は全体の76.7%
- 全ての部門・職種で再度任用時に、経験年数等の要素を踏まえた給料（報酬）決定を行っている団体は全体の89.1%
- 今回調査においても、前回調査と同様、期末手当を支給しない団体が一部存在している状況

（1）常勤職員の給料表を基礎とした給料（報酬）決定

（単位：団体数）

区分	全ての部門・職種で基礎としている団体		一部の部門・職種で基礎としていない団体		全ての部門・職種で基礎としていない団体		（参考）＜前回調査＞ 常勤職員の給料表を基礎としない	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
都道府県	24	51.1%	22	46.8%	1	2.1%	1	2.1%
指定都市	17	85.0%	2	10.0%	1	5.0%	1	5.0%
市区	698	87.8%	61	7.7%	36	4.5%	43	5.4%
町村	863	93.2%	45	4.9%	18	1.9%	21	2.3%
一部事務組合等	1,080	94.8%	7	0.6%	52	4.6%	72	6.1%
合計	2,682	91.6%	137	4.7%	108	3.7%	138	4.7%

※ 前回調査は各団体1職種について調査

令和3年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（概要）

（2）職務経験等の要素を考慮した給料（報酬）決定（初回任用時）

（単位：団体数）

区分	全ての部門・職種で考慮している団体		考慮していない部門・職種がある団体	
	数	割合	数	割合
都道府県	18	38.3%	29	61.7%
指定都市	12	60.0%	8	40.0%
市区	476	59.9%	319	40.1%
町村	768	82.9%	158	17.1%
一部事務組合等	972	85.3%	167	14.7%
合計	2,246	76.7%	681	23.3%

※ 「初回任用時」とは、会計年度任用の職に初めて任用する場合を指す。

（3）職務経験等の要素を考慮した給料（報酬）決定（再度任用時）

（単位：団体数）

区分	全ての部門・職種で考慮している団体		考慮していない部門・職種がある団体	
	数	割合	数	割合
都道府県	18	38.3%	29	61.7%
指定都市	15	75.0%	5	25.0%
市区	661	83.1%	134	16.9%
町村	860	92.9%	66	7.1%
一部事務組合等	1,055	92.6%	84	7.4%
合計	2,609	89.1%	318	10.9%

※ 「再度任用時」とは、会計年度任用の職についていた者を、任期の終了後、再度、同一の職務内容の職に任用する場合を指す。

（単位：団体数）

区分	(参考) < 前回調査 > 職務経験等の要素を考慮しない	
	数	割合
都道府県	2	4.3%
指定都市	0	0.0%
市区	101	12.7%
町村	28	3.0%
一部事務組合等	78	6.7%
合計	209	7.1%

※ 前回調査は各団体1職種について調査

※ 前回調査では、職務経験等の考慮について、初回任用時・再度任用時の別は聞いていない。

また、ごく短期間、かつ、単純な作業に従事させるために任用する職のように、職務経験等を考慮しないとする例外的な取扱いが認められている職以外で調査している。

令和3年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（概要）

（４） 期末手当の支給の有無

（単位：団体数）

区分	全ての部門・職種で支給する団体（※1）		支給しない部門・職種がある団体（※1）		（極めて短時間（短期間）の勤務しか想定していない職種であり、規定を整備していないため）				（参考）＜前回調査＞ 支給しない団体（※2）	
	数	割合	数	割合	（左記以外の理由）		数	割合	数	割合
都道府県	47	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
指定都市	20	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区	792	99.6%	3	0.4%	1	0.1%	2	0.3%	1	0.1%
町村	912	98.5%	14	1.5%	1	0.1%	13	1.4%	1	0.1%
一部事務組合等	1,136	99.7%	3	0.3%	1	0.1%	2	0.2%	7	0.6%
合計	2,907	99.3%	20	0.7%	3	0.1%	17	0.6%	9	0.3%

（※1） 期末手当を支給しないこととされているJETプログラムに関するものは除いて集計

（※2） 前回調査は各団体1職種について調査